

### 方針改正の理由

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月1日に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正されたことに伴い、新たに策定された国の基本方針に即して県の方針を改正した。

### 法改正の主な内容

- ・法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- ・建築物木材利用促進協定の創設
- ・対象を「公共建築物」から「建築物一般」へ拡大
- ・強度等に優れた建築用木材製造技術の開発・普及の促進等を追加 ほか

### 方針改正の概要

#### ○法改正及び国の基本方針策定に即して新たに定める内容

- ・方針の趣旨を新設し、木材利用による脱炭素社会の実現を図ることを記載。
- ・民間建築物における木材利用を促進するため、事業主等と地方公共団体による建築物木材利用促進協定の締結を推進する。
- ・強度や耐火性能等に優れた建築木材等の技術開発に対し支援を行う。
- ・木造化の検討に当たっては、建築コストのみではなく、ライフサイクルコスト、木材利用による付加価値等を考慮する。

#### ○県有施設における県産材利用を更に推進するための改正内容

##### 【木造化、木質化及び県産材利用の検討方法の見直し】

法改正により、建築物の用途を問わず建築物一般が木材利用推進の対象とされたこと、また、建築法規の整備により規模等に関わらず性能が満たされれば木材利用が可能となったことや木質系耐火部材の開発等の技術進展があったことから、次のとおり改正。

#### (改正後)

- ・県が整備する全ての建築物を対象に原則として木造化<sup>※1</sup>などの木材利用を図られるよう、施設ごとに基本構想等の段階で林業振興課を中心とした関係課<sup>※2</sup>で検討を実施。
- ・また、木造化、内外装木質化及び木質バイオマスイエネギー利用を行う際は、原則として県産材を利用することを明記。
- ・やむを得ない理由により県産材が利用できない場合には、地域材<sup>※3</sup>を利用することを明記。

#### (現行)

- ・重点的に木造化を推進すべき公共建築物の用途や規模、用途ごとに木質化を図る部分を規定。
- ・各部局におけるフローチャートに基づく木造化、木質化の検討。

※1 構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用すること。

※2 建築物を整備する主務課、営繕課等。

※3 県内で製材、加工され、流通している木材。木材の生産地は問わない。

#### 【県産材の安定供給体制の強化のための追記】

- ・素材（丸太）生産業者、木材市場、製材工場等を対象としたサプライチェーンの構築を支援する。
- ・林業や木材産業などの関係者で構成する福島県木材流通対策協議会により、県産材の需給動向や価格動向等を協議し、関係団体との連携を強化する。

#### 【県民への普及啓発方法の見直し】

- ・県民が木と触れ合う機会を創出し、木育を推進することを追記。